

別表2

1 事業内容	2 対象施設
1 認可外保育施設 保育士資格取得支 援事業	次の市内の施設等とする。 1 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について（平成17年1月21日雇児発第0121002号雇用均等・児童家庭局長通知）」 による認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けた認可外保育施設 2 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業であって、法第34条の15第2項の認可を受けたもののうち、旭川市家庭的保育事業等の設備 及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第48号）第3章第2節に規定する小規模保育事業A型を行う事業所 3 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業であって、法第34条の15第2項の認可を受けたもの
2 保育教諭確保の ための保育士資格 取得支援事業	次の市内の施設とする。 1 幼保連携型認定こども園及び幼保連携型認定こども園への移行を予定しており、旭川市と正式に協議している保育所、幼稚園、認定こども園 等の施設
3 保育所等保育士 資格取得支援事業	次の市内の施設とする。ただし、国又は地方公共団体が設置したものを除く。 1 保育所 2 幼保連携型認定こども園 3 幼稚園型認定こども園又は幼保連携型認定こども園への移行を予定しており、旭川市と正式に協議している幼稚園